事務所通信　No.320　　令和４年６月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　　篠田パートナーズ事務所 ☎ 0254-22-5649 (代)

◆ 法 改 正 情 報 ◆

★短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

現在、被保険者数**500人超**（短時間労働者を除く）の事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となりますが、今年10月から**100人超**（短時間労働者を除く）の事業所で働く短時間労働者に適用が拡大されます。

◎現在の一定の要件

・週の所定労働時間が20時間以上であること
・雇用期間が1年以上見込まれること
・賃金の月額が88,000円以上であること
・学生でないこと



◎要件早見表

対象	要件	平成28年10月～(現行)	令和4年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	
	賃金	月額88,000円以上	
	勤務時間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	

◎新たに[注1]特定適用事業所となる事業所についての準備

・新たに被保険者となる短時間労働者の把握
・従業員への説明
・令和4年10月以降の資格取得届の準備

注1：特定適用事業所とは事業所が同一である一または二以上の適用事業所で被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時100人超の事業所

※法改正に伴う制度内容の変更点を含め、社会保険加入のメリットや働き方の変化の必要性について事業主から労働者に説明する際には、時間を十分確保のうえ丁寧な対応が肝要です。

★法定割増賃金率の引き上げ

現在、中小企業主については1か月について60時間を超える時間外労働に対する割増賃金の支払義務適用の猶予期間中ですが、この猶予が令和5年3月31日で終了になります。



(現行：2割5分以上の率)

◎令和5年4月1日からの割増率

	割増率	割増賃金政令
時間外労働	2割5分以上5割以下の範囲内で政令で定める率以上	2割5分以上
休日労働		3割5分以上
1か月について時間外労働が60時間を超えた場合の60時間を超える時間	5割以上(注)	
深夜労働	2割5分以上	
時間外労働が深夜の時間帯に及んだ場合	5割以上(2割5分以上＋2割5分以上)	

(注)の部分が令和5年4月1日より適用になります

・深夜割増賃金（22：00～5：00）の時間帯に月60時間を超える時間外労働を行わせた場合

2割5分　＋　5割　＝　7割5分
(深夜割増賃金率) ＋ (時間外割増賃金率)

・1か月60時間の時間外労働の算定には、法定休日に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日に行った時間外労働は含まれます。
・法定休日
使用者は1週間に1日または4週間に4回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といい法定休日に労働させた場合は3割5分以上の率で計算した割増賃金の支払が必要です。

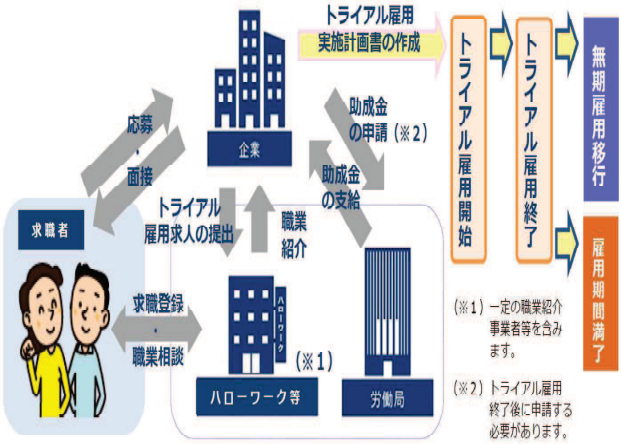
※労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいです。

◆ 助 成 金 情 報 ◆

★トライアル雇用助成金

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防げるメリットが有ります。

トライアル雇用の仕組み



◎助成金の支給額

	一般トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース（※1）	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース（※3）
支給額（月額）	最大4万円（※2）（最長3か月）	最大2.5万円（※4）（最長3か月）

※1　求職者が（常用雇用）（一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用）を希望する場合

※2　一般トライアルコースで対象労働者が母子家庭の母等もしくは父子家庭の父の場合または新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースで事業主が雇用調整助成金を受給していない等の場合は、いずれも1人あたり月額最大5万円となります

※3　求職者が（常用雇用（短時間労働））（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用）を希望する場合

※4　事業主が雇用調整助成金を受給していない等の場合は1人あたり月額最大3.12万円となります

◎対象労働者

① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している

② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※1

③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※2に就いていない期間が1年を超えている

④ 55歳未満でハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている

⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者　等

上記のいずれかの要件を満たした上で紹介日に、本人がトライアル雇用を希望した場合に対象になります。

◎要件

・事前にトライアル雇用求人をハローワーク等に提出し、その紹介により有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たすこと



★小学校休業等対応助成金

3月までの期間で休暇取得した労働者が対象でしたが、6月末日まで期間が延長されました。

◎概要

・令和4年1月1日～6月30日までの間に、以下のこどもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主が助成金の対象となります

◎助成内容

・各対象労働者の日額換算賃金額（上限額あり）
　×　有給休暇の日数で算出した合計額

休暇取得期間	日額上限額※2	申請期限※3
令和4年1月1日~3月31日	令和4年1~2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日（火）必着
令和4年4月1日~6月30日	9,000円	令和4年8月31日（水）必着

休暇の取得は1日に限らず、半日単位や時間単位でも助成金の対象になります。

■ 拾い読みの読書

安岡正篤

運命を思いどおりに変える言葉

著　者／ 安岡正篤　　池田光 解説

出版社／ イースト・プレス　　1,600円＋税

No.8　人物たることの第一条件は理想を持つということであって、理想を持つとその理想に照らして現実に対する反省批判というものが起こって来る。即ち「見識」というものが生ずるのです。

No.11　人間というものは、もっと精神的な、高い情操を刺激した時に、本当の生命力が高まる。

No.13　人間は「自由」と同時に「分際」として存在する。これを統一して「自分」と言うのです。

No.19　大抵我々は物事が心をわずらわせるのではなく、わが心が心をわずらわせるのである。

No.29　人間はできるだけ早いうちに、できるだけ若いあいだに、自分の心に理想の情熱を喚起するような、人物を持たない、理想像を持たない、私淑する人物を持たないのと持つのとでは大きな違いです。なるべく若い時期にこの理想精神の洗礼を受け、心の情熱を燃やしたことは、たとえ途中いかなる悲運に際会しても、いかなる困難に出会っても、かならず偉大な救いの力となる。

No.47　人間の本質的要素とは何ぞや。これは「徳性」というものでありまして、平たい言葉で申せば、素直で、明るく、清い。人を愛し、助ける、人のために尽くす、或いは報いる。又いかなることにも堪える、忍ぶ。従って努める、努力する。

No.98　生活上の問題に一喜一憂しやすく、特にすぐ悲観したり、興奮しやすいというのは病的で、事を成すに足りない。こういう人は環境に支配される力が強いのであるから、自己の主体性がないのである。【解説】経営の外部環境を嘆くより、経営者に与えられているヒト、モノ、カネ、経営システムなどの内部環境を変える権限を行使し、社内の変革に着手すべし。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

子どもが心配だ

著　者／　養老孟司

出版社／　ＰＨＰ新書　　900円＋税

人として大事な三つの力

P4　サブタイトルの三つの力と言うのは、宮口幸治先生（「ケーキが切れない非行少年たち」著者）が重視される、学びのための根本的な能力の**「認知能力」**（見たりきいたり想像したりする力）、高橋孝雄先生（「小児科医のぼくが伝えたい　最高の子育て」著者）と小泉英明先生（装置を使って「脳科学と教育」等の研究者）が共におっしゃった**「共感する力」**、（自由学園園長）高橋和也先生が自由学園の教育で目指している**「自分の頭で考える人になる」**ことを指す。

P54　非行少年に限らず、人は誰かにやってもらうより、自分が助けてあげることに喜びを感じるのだと思います。このことがあって以来、何かあったら、「教える」のではなく「とにかくやらせてみる」ことをモットーとしています。

P96　教育や子育ての本質は、効率主義や成果主義の先にはないのです。むしろ、無駄なことや遠回りした先に待っているように思います。

P179　自由学園には「不便が人を教育する」という言葉があります。・・「自治」つまり「自分たちのことは自分たちでやりましょう」です。

■ 絵手紙通信



工房の庭先を耕し植えた「絹さや」が蔓を伸ばしています。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (320号)

■ アップルウォッチ (R4.5.9)

▲使い始めて４ヶ月のアップルウォッチの機能に感心しているが、ことの始まりは昨年６月、腰痛や生活習慣病を抱える友人達との雑談からウォーキング談義に花が咲き、目標歩数や計測手段に話しが及び、ウォッチを勧められたことだった。

▲スマホの機能でさえ宝の持ち腐れ状態なのに、その上に最新機器を腕に嵌めても使いこなせるものかと思案したが、人が勧めることは一度は試すべしと腹を決めた。

▲だが、元来のアナログ人間。友人の販社社長の長男氏に手取り足取り指導の付帯サービス付で発注したが、時あたかも半導体不足で製造国で中古品の不正使用の噂も出るほど。結局、新機種発売の今年まで待って使用開始となった。

▲早速、脳卒中、心疾患、糖尿病や体重増加を抑え、睡眠の改善、気分爽快、ストレスを軽減効果が期待できるとする毎日30分間早歩き以上の運動を奨励する機能の「アクティビティ」を入れ、毎日の目標を、消費カロリー500㎉、早歩き以上の運動１時間、1時間に1回・1分以上立ったり歩いたりした回数８回を設定し、達成するとウォッチに褒められ、怠けると叱咤激励されつつ、一時の腰痛による休養を除き連続達成を続けている。

▲明確な目的を見据え、その為の具体的行動と一里塚としての目標を明確に定め、達成した自分に偶にご褒美をあげることの有効性を確認した。

▲その他の機能には、時計、電話、メール機能は勿論、血中酸素、脈拍数、心電図測定も備わり、万一、転倒すると緊急連絡先に自動通知する機能まであり、ソフトの時代を痛感した。

■ 思いの伝達 (R4.5.23)



▲働くことの目的も、人として価値のある面白い人生を生きるためにあり、お客様の為に努力し、結果として得られる物質的、精神的報酬を糧に、真の幸福を掴むことと定め、上手く働くコツとして、知識・技術力と人間力を磨き、その上で我慢力、想像力を磨くことを心掛けてきた。

▲そんなこともあり、所長としての最終月末会議席上で２つの思いを伝えた。ひとつは、年度末のこともあり多忙という職員の発言に、敢えて「仕事に追われるな！　仕事を待ち伏せよ！」と。仕事に追われると、心に余裕を失い、焦り、判断を誤り、妥協し、結果中途半端な結果を招く。仕事を追えば、心に余裕が生まれ、焦ることなくプラスαの提案、サービスが提供でき、相手から喜ばれる確率が高くなる。況や、待ち伏せる仕事は、尚更である。そのためには起こりそうな事案を予知し、調査、研究、習得し機会到来を待つ。

▲もう一つは「難儀を厭うな！」。愚昧な人生を振り返り、痛い目をして身に沁みて少しは鍛えられた、いや困難との苦闘からしか成長できなかったとの思いが強く、各々の夢、真の幸福に向かって挑戦し続けることは勿論、その挑戦が困難なものであっても厭わず、また思わぬ事態に遭遇したとしても、決して逃げずに真っ向勝負で活路を見い出すことの人生の価値を伝えたかったのだ。

▲後日、顧問先に向かう車中で一人の職員から、思いを受け止めたと告げられ、嬉しさを感じながら、真の幸福を掴めよと強く願った。

▲この思いの原点は、新潟職業能力短期大学校・初代校長だった宮坂啓象先生の教え。先日、お別れの会に参列し、感謝の手を合わせて来た。